

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2018年 3月26日

アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない

【第18号】

この「国」のありようが透けて見えた「最高裁判決」

「戦争法」・「改憲」がまねく「戦死者＝英霊」！「靖国思想」を生かし続けてはならない！

まだまだこれから

「共に！」

安倍靖国参拝違憲訴訟・関西の原告、並びに、支援者の皆様、しばらくのご無沙汰でした。

昨年、年末に最高裁の上告棄却決定が出たことは、すでに簡単に報告させていただきました。「決定」は、「最高裁の判決なんてみんなそんなものだ」と言えばそうではありますが、全く無内容なものでした。安倍参拝が違憲違法なものであることは、安倍ら被告も、その代理人も、裁判所も、すべて自覚していることです。それを判決に書かないための屁理屈は地裁・高裁では、けつして誉めていっているではありませんが、それなりに「工夫」されていた。彼らは勇んでというわけではないかもしれませんが、安倍「付度」判決をしたわけでは、他方、ともに闘いを進めている東京訴訟での地裁判決は、もう張り切って安倍ヨイショ判決でした。「安倍総理大臣閣下は平和を願って参拝したと仰っている。そのお言葉は戦争準備と読む原告のお前たちは異常だ」と。でも、最高裁は、工夫もヨイショもしなく

ていいわけです。

それはともかく、これで私たちの「訴訟」は一応終結しました。しかし、闘いそのものが終結したわけではありません。戦争法の「成立」、あからさまな「壊憲」の動きなどから、靖国をめぐる状況は一層重大になつてきています。この事態に備えるために、訴訟団そのものは「解散」するにしても、運動の継続はぜひとも必要です。

そこで、この訴訟団がそもそも「反靖国アジアネットワーク」から発生したことに鑑み、訴訟団の事務局や財政を再び同ネットワークに戻して新たな出発を期したいと思えます。どうか皆様の変わらないご協力・ご支援をお願いいたします。

「安倍靖国参拝違憲訴訟・関西」

訴訟団事務局長・菱木政晴



ころさな・いころされない・ころさせない

訴訟終結と再出発の集い

8ページに詳細掲載

日時	4月13日(金)	6時30分～
場所	エルおおさか	709号室
講演	天皇制に抗う(仮)	田中伸尚さん(ノンフィクション作家)





全3回「靖国」連続学習会・報告



第一回靖国連続学習会

「森友学園問題と教育勅語」

二〇一七年九月二九日、エル大阪にて第一回靖国連続学習会が開催されました。講師は駒込武さん（*）、タイトルは「森友学園問題と教育勅語」。その概要は以下のとおりでした。

【園児が「教育勅語」を暗誦】

最初に、マスコミでも報道された学校法人森友学園（理事長；籠池泰典氏）（以下「森友学園」と記す）が経営する塚本幼稚園での園児に教育勅語を暗誦させるあの衝撃的な光景が紹介されました。

【仰天の閣議決定】

さらにおどろいたことには、教育勅語については、戦後（一九四八年）、参議院で失効確認に関する決議、衆議院では教育勅語等の

詔勅排除に関する決議がなされているにもかかわらず、安倍内閣は「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されない」との見解を閣議決定しました。また、自民党の議員などに「父母二孝、兄弟二友二、夫婦相和シ・・・」という徳目は今日でも通用すると言う人もいます。

【教育勅語の何が問題か】

それでは、その教育勅語には実際に何が書かれているかをみてゆくと、主に以下のとおりの問題点があります。

- ・教育勅語は「義勇公ニ奉ジ」という徳目が軍国主義的だということだけが問題なのではなく、忠・孝を中核とした徳目を守るべき原理として「皇祖祖宗ノ遺訓」「爾祖先の遺風」を持ち出したしていることこそ重要。

- ・「国体」という言葉で、共通の血統（DNA？）で結ばれた存在としての「日本民族（日本人）」の存在を強調。

- ・そして、日本人は「血統」において日本人であるということだけで、

個々人の行為にかかわりなく「道徳的」であるとした。（非日本人は「非道徳的」？）

- ・「父母二孝、兄弟二友二・・・」という一連の徳目の箇所もすべて最後に「一旦緩急アレバ義勇公に奉シ、以て天上無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」（高橋源一郎訳でいえば「永遠に続くぼくたち天皇家を護るために戦争に行ってください」）に帰着することになる。

【道義立としての教育勅語】

しかも、それら教育勅語単体の問題点だけでなく、戦前、国家が学校教育において、神社参拝、御真影拝礼、教育勅語奉誦、「君が代」斉唱、「日の丸」掲揚という一連のものを道具立てとして学校儀式に組み込むことによって、国民に対し「天皇崇拜」を浸透させていったという歴史があります。

【森友学園問題の本質】

森友学園問題というとマスコミ等一般では、公有地を不当に安く払下げたことととらえられています。もちろん、それ自体は問題なのですが、なぜ不当に払下げられたかということが問題です。

安倍首相をはじめとする、教育を通じて「国民意識を覚醒」させ、「日本を取り返す」という日本教育再生

機構等の保守勢力が、将来、日本の学校で塚本幼稚園のような教育をやらせようとしたからこそ、塚本幼稚園の小学校版である「瑞穂の國記念小學院」に肩入れし、そのような不当に安い公有地の払下げをしようとしたのではないか。その理由こそが森友学園問題の本質ではないでしょうか。

*駒込 武（こまごめたけし）さん

京都大学大学院教育学教授。専門は教育史、植民地教育政策、台湾近現代史。

（報告・高橋 靖）

追：講演内容はおなじみ小冊子

「反天皇制市民一七〇〇」

43号に全文掲載しております。

是非お買い求め下さい。

頒価送料込み 五〇〇円

申込みは

電話：067777-4935

FAX：06-7777-4925

「近代日本における天皇信仰定着の歴史」

二〇一七年一月一五日の連続学習会第二回の話し手は龍谷大学文学部教授（歴史学）の藤原正信さん。

講演の内容をそのまま報告すると、この紙面では足りないのですが、報告者（菱木）が、タイトルの意味やその背景を解説する形で報告しようと思います。中身の詳細を知りたい方は藤原さんが当日に配布・提供くださったレジュメと資料がありますから、事務局へ連絡くださればコピーを送ります。

タイトルの「天皇信仰」というのは、いわば、天皇が現人神であり、日本の統治者であるとする「教義」を信じ込むことですが、常識的に考えて、そんなものが「定着」するとは思えません。つまり、これを信仰（信じ込むこと）と理解すると、講演後の質疑応答の中にもそうした意見が出ていましたが「天皇さまのウソはどんな色なのか」で簡単に崩せそうに思うからです。それで天皇制の呪縛から解放されることができればそれはそれでいいのでしょうか、ことはそう単純ではありません。

実は、天皇が現人神であり、日本

の統治者であることを、宗教の用語としての「教義」と表現するのは、戦後の「国家神道」研究に決定的な影響力を与えた村上重良の国家神道定義に由来することです。村上の定義では、国家神道とは神社神道と皇室神道の結合によって生じた天皇制イデオロギーの全体、あるいは、天皇制化の社会体制全体をささすことになります。どんな宗教であれその「教義」なるものを文字通りそのまま信じている人などいませんが、それに明確に反対することに漠然とした（あるいは、明確な）恐怖を与え、それに依存することに漠然とした安心を与える天皇制イデオロギーの全体が、人々にどんなに多くの被害をもたらしたかを考えれば、この定義はそれなりに有効なのですが、学問的厳密さをうんぬんするとあいまいな定義といわれても仕方がないところがあります。したがって、基本的には戦前の日本や教育勅語などを取り戻したいと思っている連中からはこの定義はずっと攻撃の的でした。

攻撃の基本的なタイプは、国家神

道とは、「神社が国家によって政治的経済的に管理されていること（したがって、現在は国家神道なるものは存在しない）」というように形式的な面だけに絞り、内実のほうはやっかり持続させようとする戦略でした。

神道系の学者や歴史学者にはこの立場をとる人が多いのですが、藤原さんは長年にわたってこの連中と渡り合ってきたのだと思います。講演は、この国家神道論争史の紹介としてもとても興味深いものでした。私たちが天皇現人神信仰など簡単に克服したつもりでいても、敵は、現人神をそのまま信じこませようなどとはハナから思っています。そのため「日本会議」の運動にみられるような動きをしぶとくやっています。歴史学の領域でのこうした動きがよくわかる学習会でした。

（報告・菱木政晴）



第三回靖国連続学習会

「近代天皇制と宗教」

二〇一八年三月一六日、エル大阪にて第三回靖国連続学習会が開催されました。講師は近藤俊太郎さん（*）でタイトルは「近代天皇制と宗教」。その概要は以下のとおりでした。

近藤さんは、まず最初に、教科書における近代史では、宗教のことはほとんど言及されていませんが、近代天皇制を語る上で、宗教を抜きにしては語れないとされ、そこで今回は、近代天皇制下での宗教史に照準をあわせてのお話となりました。

近代天皇制と宗教史を、大きく、
1 日本の近代化と宗教（明治維新当初の時期）

2 宗教の近代的再編の諸相（日清・日露戦争、大日本帝国憲法、教育勅語発布の時期）

3 十五年戦争下の宗教（日中戦争、第二次世界大戦時）

三つの時期に分け、それぞれの時期での天皇制国家が行った政策、宗教政策とそれに対する宗教界の対応について、さまざまなエピソードも含んで語られました。

それらのエピソードの中でも私が特に印象に残ったのは、日清戦争時に明如（みようによ。浄土真宗本願寺派二世、大谷光尊の法名）が詠った次の歌です。

「後の世はみだのおしへにまかせつつ
いのちをやすく君にささげよ
（あの世のことはみだ（阿弥陀如来）の教えに任せて、安心して命を天皇に奉げなさい）」

いやはや、本来、殺生自体を禁じるはずの浄土真宗がここまで天皇制軍国主義に協力するとは。

そして、最後に次のように述べられました。

このように近代宗教史は、天皇制国家への従属史でした。天皇制国家と諸政策を積極的に支持し、戦争にさえも宗教界は協力してきました。

他方、ごく少数ではありますが、天皇制国家の支配原理を相対化し、対峙する人（「余が社会主義」を著した高木顕妙、「戦争は罪悪である」と説いた竹中彰元等）も現れましたが、社会的影響力を発揮させることは難しく、そうした立場は孤立し、広がりを見せませんでした。

天皇制国家はそれ自体が強力な権力体であり、抑圧の体系です。しかし、それを作動させるためには、強制力だけでなく、自発的、積極的に天皇制国家を支えた国民の存在が不

可欠でした。そういった国民を内面的次元から規律化し従属を引き出したものが宗教でした。ここに宗教史の重要性があります。

天皇制国家に従属した近代日本の宗教史を否定的に踏まえられるだけの立場、それをどこまで回復できるのか。それは、宗教者にとっては信仰の本来性を回復する営為となります。また、国民一人ひとりにとっては、自己の尊厳性や非戦・平和の価値を踏まえ直すことや日本国憲法の意味を再認識することにつながります。近代天皇制と宗教をめぐる問題は、直接には歴史をどう認識するかにかかわっています。けれども、それは私たちがいかなる未来を形成すべきかという問いに直結する、極めて実践的な課題でもあります。

* 近藤俊太郎（こんどうしゅんたろう）

龍国大学非常勤講師。博士（文学）

著書：『天皇制国家と「精神主義」

―清沢満之とその門下』（法蔵館／二〇一三年）、

編著：『近代仏教スタディーズ―仏教からみたもうひとつの近代―』（法蔵館／二〇一六年）

（報告・高橋 靖）

事務局より

3/16第三回学習会を持って今期連続学習会は終わりました。三回とも会場いっぱいの参加者でした。安倍政権がもたらした危険な政治状況下、いよいよ危険を増す「靖国問題」の重要性と熱気が感じられました。「靖国問題」一層深堀のため、事務局では引き続き次回度連続学習会の準備を始めます。

引き続きともに学び、ともに闘っていきましょう！



靖国合祀はやです 靖国神社に合祀取り消しを要求し続けましょう！

ますます重要性が増す合祀取消要求行動 2018年・今年はあなたも参加してみませんか

以下は昨年靖国神社に提出した「質問書」に対する返答です

平成 29 年 11 月 28 日

「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」原告団御中

靖国神社社務所

去る平成 29 年 10 月 10 日付にて要請がありました質問書に対し、下記の通り回答致します。

記

(一)

山口元権宮司の発言した「考え方、祀り方など基本的なことは戦前とかわりはない」ということは、靖国神社社憲に「本神社は、御創立の精神に基き、祭祀を執行し・・・」と示されている通り、神社の根本となる祭祀について述べたものであり、現在の社務全般に關しては、当然、宗教法人法の定めに従って厳正に運営されております。

(二)

信教の自由に関しては、「信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請している」という最高裁昭和 63 年判決の法理を踏まえ、「当神社は信教の自由により宗教活動の自由が保障されております。したがって、当神社の合祀は自由になし得る宗教行為であり、これによりたとえ宗教的感情により精神的苦痛が生じたとしても、合祀された遺族等に対する強制や法的に不利益が生じるものではございません」という従前の回答に問題はないと認識しております。

(三) 及び (四)

当神社のホームページでも説明していますように、当神社に祀られているのは軍人ばかりではなく、戦場で救護のために活躍した従軍看護婦や女学生、学徒動員中に軍需工場で亡くなられた学徒など、軍属・文官・民間の方々も数多く含まれており、また、その当時、日本人として戦い亡くなった台湾及び朝鮮半島出身者も祀られています。昨年も回答しておりますが、霊靈簿に記載された合祀者名を削除するようなことは、これまででもしたことがありませんし、将来においてもすることはありません。

(五)

遺族をはじめ参拝にお越しになった方々に靖国神社の由緒を説明したり、遊就館の展示を通して祭神の遺徳を顕彰したりすること等、社務の多くが「教化育成」に当たるものと考えております。

以上

靖国合祀イヤです靖国行動は、昨年で五回を数えました。その際、もしも、自衛隊員に戦死者が出た場合に靖国神社は合祀するののかという私たちの質問に対して、靖国神社の権宮司は「国が戦死者として認定すれば・・・」と言い、その可能性を示唆しました。これまでの発言とは明らかにニュアンスの違う言い方です。

靖国神社合祀イヤです訴訟を提起した元原告はもちろん靖国神社に合祀の取り消しを求めてきた多くの人たちは、何としても「国に戦争をさせてはいけない」という強い思いを共有しています。そのためにこそ、かつての戦争で侵略戦争に加担させられ、あぐくの果てに無残な死を強要された者たちを靖国神社が「英霊」として顕彰し続けていることを許してはいけません、まずは遺族が声をあげなければいけない、今こそ、日本

民衆自身が「靖国思想」「殉国思想」から自らを解き放たなければいけないと思っています。私たちの合祀取り消し要求書に対して、靖国神社は毎年、同文のそっけない回答を寄こします(資料参照)。しかし、近しいものたちが靖国神社に合祀され、「英霊」とされているのはイヤだと考えている人たちが少なからずいることを靖国神社自身認識しています。

今年の行動日程等詳細は追ってお知らせします。

今年も、私たち靖国合祀イヤですアジアネットワークは一人でも多くの遺族の皆さんの参加を呼びかけます。「合祀取り消し要求書」を靖国神社に突きつけましょう！

会 計 報 告

控訴審／上告審の会計収支は以下の通りです。皆さんからの会費・支援カンパで黒字で締めくくることが出来ました。心より感謝致します。心強い限りでした。残金は「合祀イヤですアジアネットワーク」に移行いたします。訴訟は終結しましたが、これからの闘いに向け、事務局をこれまで通りSORAに維持するため引き続きのご支援、よろしくお願い致します。

（２０１６年２月～２０１８年３月末日まで）

収 入		内 訳	支 出		内 訳
前期繰越	1,294,507		弁護士費	998,000	着手金等
会費・カンパ	1,650,787	原告費、支援会費カンパ	裁判関連費	158,166	印紙代、 弁護士会議 コピー等
集会参加費	179,500		通信・チラシ等 発行費	1,240,864	送料、印刷、 封筒、紙等
雑収入	76,540	物販、銀行利息、 ハスの花基金	事務費	523,264	事務所費、 集会経費、 出張費、送料
資料等販売	16,800		会場費	165,204	弁護士会議室、 集会会場等
			雑支出	7,351	事務用品等
今年度収入 合 計	1,923,627		今年度支出 合 計	3,132,849	
			今期繰越金	85,285	
合 計	3,218,134			3,218,134	

◆東京控訴審訴訟・口頭弁論日程 （東京高裁）

第１回：４月２７日（金）１３時３０分～

第２回：６月 ６日（水）１３時３０分～

（お近くのみなさん、是非傍聴に駆けつけて下さい！）

インフォメーション

◆第31回政教分離訴訟全国集会in京都」

日 時 ６月１５日（金）～１６日（土）

会 場 しんらん交流館（２階・大谷ホール）

内 容 記念講演 加島 宏（弁護士） 「2019年代替わり諸儀式的法的諸問題
－先の即位・大嘗祭違憲訴訟の経験を踏まえて－」

（詳細は事務局まで問い合わせて下さい。TEL06-7777-4935）

■中国人強制連行 大阪・花岡国賠訴訟弁論日程

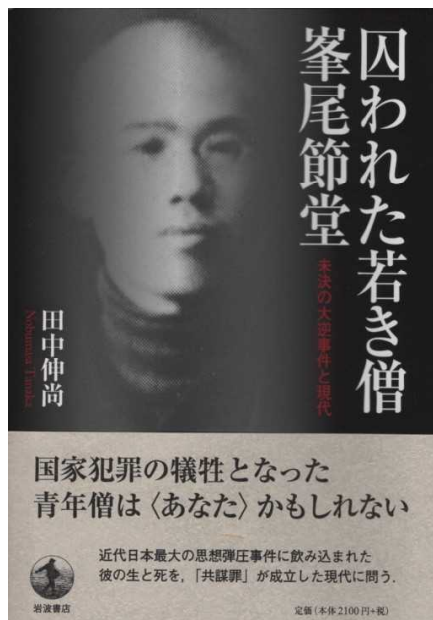
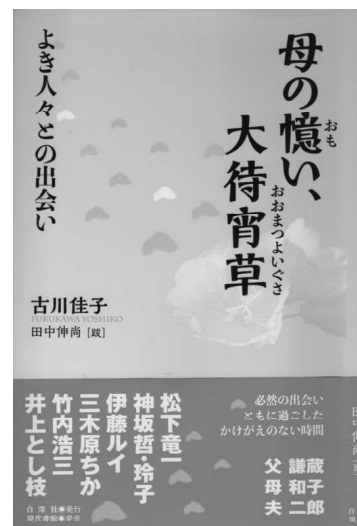
第１３回口頭弁論 ５月１５日（火）１０：３０～（大阪地裁２０２号大法廷）

（「事実認定」を勝ち取る上で欠かすことのできない原告全員の陳述書が裁判所に提出されます。本件は、唯一残った中国関係の戦後補償裁判（「重慶無差別爆撃」は昨年末に不当判決）であり、近々結審が予想されます。最後の踏ん張りです！是非とも傍聴にお越しください）

母の憶い、大待宵草 ―よき人々との出会い―
 著者：古川佳子著／田中伸尚〔跋〕
 発行：白澤社
 申込：お近くの書店又は 事務局まで ファックス 06-7777-4925
 定価：2600円

目次
 第1章 小谷謙蔵のこと 第2章 母、小谷和子のこと
 第3章 母、和子の戦後 第4章 夫、古川二郎のこと
 第5章 ランソのヘイ、松下竜一さんのこと
 第6章 箕面忠魂碑違憲訴訟、神坂哲・玲子夫妻のこと
 第7章 「紡ぎ人」伊藤ルイさんのこと
 第8章 啖呵きる短歌を詠う三木原ちかさんのこと
 第9章 「戦死ヤアハレ」、竹内浩三さんのこと
 第10章 忠恕のひと、井上とし枝さんのこと
 跋 過去が朝 くる前に（田中伸尚）

偶然のような出会いによって知り合った、
 「よき人々」とともに過ごした時を暖かい
 まなざしでつづった人生記



本

囚われた若き僧峯尾節堂 ―未決の大逆事件と現代―
 著者：田中伸尚
 発行：岩波書店
 申込：お近くの書店で
 定価：2100円

大逆事件で検挙され、獄中死した僧侶・峯尾節堂(1885～1919年)。社会主義に近づいただけで、死刑判決(後に無期懲役)を受けた青年僧の生と死を、新資料や丹念な取材によって鋭く描き出す。近代日本における最大の言論・思想弾圧事件にまきこまれ、国家人生をに翻弄された節堂の苦悩は、現代に何を問うのか。

反天皇制市民 1700 43 号

発行：反天皇制市民1700ネットワーク
 申込：反天皇制市民1700ネットワーク事務局 ファックス 06-7777-4925
 定価：500円

目次
 【駒込 武】 森友学園問題と教育勅語 ―「教育再生」の行方―
 【鶴飼 哲】 「民族の祭典」と「資本の祭典」
 ―2020年東京五輪批判の深化のために―
 【杉村昌昭】 反天皇制論議への私的補論
 【知花昌一/服部良一】 沖縄における「奉安殿」から
 【松岡 勲】 『靖国神社遺児参拝文集』(大阪府)を読む
 1950年代の靖国神社遺児参拝〈11〉
 【横山 潤】 宇部市「奉祝大会」への助成金問題
 【加島 宏】 コラム「ガンジー」(8)
 【松岡 勲】 旅の記 ―はじめてのメキシコ旅行
 【菱木政晴】 古書紹介 ―「天皇制に挑んだ1700人」と次期「即大」
 【徐 翠珍】 編集後記にかえて ―今を語るために―



安倍靖国参拝違憲訴訟

訴訟終結と 再出発の集い



靖国参拝違憲訴訟の大阪地裁・高裁判決は史上最悪のものでしたが、その後が続いた東京地裁判決がそれを上回るひどいものであり、昨年末に出された「上告棄却決定」はまさに安倍政権と同路を行くものでした。訴訟は終結しましたが、闘いそのものが終結したわけではありません。天皇制と靖国のシステムは、殺し殺されることを敬意と感謝で美化するものです。だから、私たちの訴訟は当初から政教分離だけでなく反戦平和の闘いでもありました。

戦争法の「成立」、あからさまな「壊憲」の動きなど、靖国をめぐる状況は一層重大になっています。闘いはまだまだこれから！集いに是非参集ください。

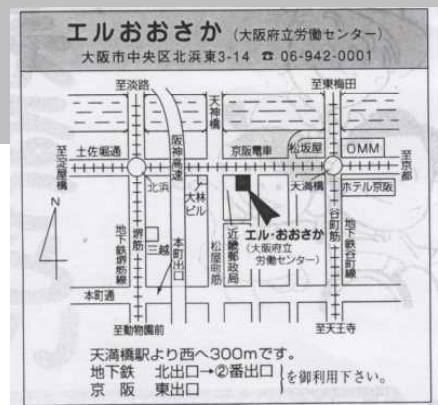
—4/13 訴訟終結と再出発の集い—

日 時 4月13日(金) 6:30～
場 所 エル・おおさか 709号室
講 演 天皇制に抗う(仮)

(中曽根靖国公式参拝違憲訴訟以来 30 数年、私たちは「靖国」とどのように闘ってきたか・・・)

講 師 田中伸尚さん(小説家)
参加費 800円

安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西
連絡先: TEL / 06-7777-4935



ころさない
ころさない
ころさない
ころさない
ころさない
ころさない